

入 札 公 告 （ 個 別 事 項 ）

下呂総合庁舎エレベーター改修工事に関する一般競争入札公告

下呂総合庁舎エレベーター改修工事について、事後審査型一般競争入札を行うので、岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号。以下「規則」という。）第127条の規定により公告します。
入札公告は、「第1号様式 入札公告共通事項【事後審査型】」及び本書より成るものとします。
なお、「第1号様式 入札公告共通事項【事後審査型】」は岐阜県ホームページに掲載しています。
なお、この入札は電子入札システムにより執行しますが、商号又は名称、住所、代表者を変更した後に、ICカードの変更手続きをしていない方は、紙入札での参加をお願いします。
そのまま、ICカードを使用しますと、入札が無効となる場合や、入札参加資格停止措置となる場合があります。
ご不明な点がありましたら、ご相談ください。

令和7年6月2日
岐阜県知事 江崎 禎英

1 一般競争入札に付する工事

- (1) 工事番号 7 総単工第3号
工 事 名 下呂総合庁舎エレベーター改修工事
(電子入札対象案件)
- (2) 工事場所 下呂市萩原町 地内
- (3) 工事概要 エレベーター改修工事 1 式
・本館棟：RC造、5階建て、延べ面積4,233.27㎡のうち、エレベーター2基
- (4) 工 期 契約締結の日 から 令和8年6月30日 まで
- (5) 予定価格 119,205,900 円（消費税及び地方消費税を含む）
- (6) 低入札価格調査制度 有
- (7) 最低制限価格制度 無
- (8) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事です。
- (9) 本工事は、電子入札システムを用いて行います。なお、電子入札システムによりがたいものは、事前に発注機関の長の承諾を得た場合に限り書面で提出することができます。
- (10) 本工事は、完全週休2日を原則とした週休2日制モデル工事（現場閉所）です。詳細は「岐阜県発注の週休2日制モデル工事实施要領」を参照してください。
- (11) 本工事は、ASP方式の情報共有システム利用工事です。詳細は「岐阜県情報共有システム運用要領（工事版）」を参照してください。

2 入札参加資格

本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりです。

必要な建設業の許可	
特定・一般（建築工事業）	
岐阜県建設工事入札参加資格者名簿登載業種・総合点数	
建築工事業・総合点数790点以上	
施工実績に関する条件	
平成22年度以降申請期限日までに、元請けとして、以下に示す工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。） ただし、当該実績が国、岐阜県及び岐阜県内市町村が発注した工事、独立行政法人等で、それぞれの設置法において、建築基準法第18条の規定上、国とみなす旨の規定のある団体が発注した工事及び岐阜県の独立行政法人が発注した工事（工事成績評定点の通知のあるものに限る。）にあっては、工事成績評定の評定点が65点未満であるものを除く。 ・完成引渡しの済んでいる、建設業法で規定する建築一式工事で、工事費（税込み）6,000万円以上の施工実績（新築、増築、改修は問わない。）	
配置技術者に関する条件	
本工事に従事する主任技術者又は監理技術者は、次の基準（ア及びイ）を満たし、かつ本工事の契約工期の始まり時点において配置できる者であること。ただし、本工事の現場施工に着手する日（令和7年7月30日）には専任で配置できる者であること。なお、専任特例1号及び専任特例2号を適用する場合と、建設業法第26条の5を適用する場合は、専任を求めない。 なお、本工事に工場製作又は資機材調達の期間、かつ、現場施工を伴わない期間に配置する技術者は、現場施工での主任技術者又は監理技術者と同じの者である必要はなく、この期間に配置する技術者は次の基準（ア又はイ）を満たし、本工事の契約工期の始まり時点において配置できる者としてもよい。また、工場製作期間に配置する技術者は、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作される場合については、必ずしも専任は求めない。	

ア 1級建築士又は1級建築施工管理技士若しくはそれと同等以上の資格を有する者であること。 イ 平成22年度以降申請期限日までに、完成引渡しの済んでいる建設業法で規定する建築一式工事において、元請負人として工事費（税込み）が6,000万円以上（新築、増築、改修は問わない。）の主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人として従事した実績を有する者であること。 ただし、低入札価格調査制度における低入札調査基準価格を下回る金額で契約を締結した場合において、建設業法に規定された主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐とは別に追加を義務付けられた技術者としての従事実績は除く（主任技術者、監理技術者として従事した実績には、専任特例1号、専任特例2号（令和2年10月1日施行の建設業法に定める特例監理技術者を含む）及び建設業法第26条の5の適用を受けた主任技術者及び監理技術者としての実績を含む。 また、共同企業体の構成員として主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人として従事した実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。 ただし、以下の場合は専任を求めないものとする。 ・請負代金の金額が1,000万円以上4,500万円未満（建設業法で規定する建築一式工事にあつては9,000万円未満）の工事であっても、令和6、5年度における岐阜県発注工事の当該工種（※1）に係わる工事成績評定点の平均が75点以上（令和6、5年度における岐阜県発注工事の当該工種（※1）に係わる受注実績がない場合は、令和4、3年度における岐阜県発注工事の当該工種（※1）に係わる工事成績評定点の平均が75点以上）である有資格業者が受注した工事 ※1「土木一式」、「建築一式」及び「舗装」などの建設業法で規定する工種区分	
監理技術者に関する条件	
本工事は、専任特例1号、専任特例2号及び建設業法第26条の5の適用を認める工事である。	
事業所の所在地に関する条件	
「第1号様式 入札公告共通事項【事後審査型】」の「別表1」に示す飛騨圏域内に、岐阜県建設工事入札参加資格者名簿に登録されている本店が所在すること。	
設計業務の受託者等	
対象工事に係る設計業務等の受託者は、次に掲げる者です。 （株）歩設計 当該工事に係る設計業務等の受託者ではなく、又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がないこと。	
その他の条件	
「第1号様式 入札公告共通事項【事後審査型】」の「1 入札参加資格に関する事項」に示すとおりとする。	

3 担当課

区分	担当課	電話番号	住所
入札担当課	岐阜県総務部管財課 管理調整係	058-272-1111 (内線2416)	〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1
工事担当課	岐阜県総務部管財課 建築係	058-272-1111 (内線2423)	岐阜県庁舎4階

4 入札日程

手続等	期間・期日	方法・場所
設計図書の閲覧	令和7年 6月 2日（月）午前9時から 令和7年 6月 20日（金）午後3時まで	電子入札システム等よりダウンロード 併せて入札担当課による閲覧
質問書の受付	令和7年 6月 2日（月）午前9時から 令和7年 6月 13日（金）午後3時まで	電子入札システムによる ※紙入札者は、工事担当課まで持参
回答書の閲覧	令和7年 6月 2日（月）午前9時から 令和7年 6月 20日（金）午後3時まで	電子入札システムによる 併せて工事担当課による閲覧
申請書の提出	令和7年 6月 2日（月）午前9時から 令和7年 6月 9日（月）午後3時まで	電子入札システムによる ※紙入札者は、入札担当課まで持参
入札参加通知書の通知	令和7年 6月 11日まで	電子入札システムによる
入札書等の提出受付	令和7年 6月 19日（木）午前9時から 令和7年 6月 20日（金）午後3時まで	電子入札システムによる
開札	令和7年 6月 23日（月） 午前10時から	電子入札システムによる 岐阜県総務部管財課
確認資料の提出 （落札候補者のみ）	令和7年 6月 24日（火）午前9時から 令和7年 6月 25日（水）午後4時まで （ただし、別途提出の指示をした場合はこの限りではない）	入札担当課まで持参
苦情申立て	入札参加通知書又は入札参加資格不適格通知書の通知日から起算して7日以内（県の休日を含まない。）	入札担当課まで持参 書面（様式は自由）
苦情申立てに対する回答	苦情申立てができる最終日の翌日から起算して原則として10日以内（県の休日を含まない。）	書面により回答

入札結果の公表	落札決定した日	入札情報サービス又は県ホームページによる 併せて入札担当課による閲覧
---------	---------	---------------------------------------

※)紙入札者の場合は、持参を認めますが郵送又は電送によるものは受け付けません（期間・期日は同じ）
注)提出書類については、「第1号様式 入札公告共通事項【事後審査型】」に記載しています。